

## 分別管理及び書類管理方針書

事業者名 岩見沢林産工業株式会社  
令和4年2月17日作成

本方針書は、札幌地方素材生産事業協同組合が作成した「合法性・持続可能性及び産地の証明、間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主的行動規範（平成24年10月18日）」を受け、木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン（以下「合法性ガイドライン」という。）に基づき証明する木材・木材製品（以下「合法木材」という。）、間伐材チップの確認のためのガイドライン（以下「間伐材ガイドライン」という。）に基づき確認する間伐材及び発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（以下「発電利用ガイドライン」という。）に基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

### （適応範囲）

本方針書は、当社において、素材等の取扱いに当たって適応する。

### （分別管理責任者）

- ・分類管理を適切に行うため、竹ノ内 直博 を分別管理責任者として定める。
- ・分別管理責任者は、合法木材及び産地、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任を持って行うものとする。

### （分別管理の実施）

- ・立木、素材の購入に当たっては、売買契約書等によりそれぞれのガイドラインに基づく証明材であるか非証明材であるか確認する。
- ・素材の入荷に当たっては、証明書等により合法木材及び産地、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐

材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。

- ・素材の保管に当たっては、合法木材及び産地（市町村単位などの分別を含む）、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス及び素材の産地が北海道と北海道以外であるか互いに、かつそれ以外の木材と混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・素材等の出荷に当たっては、合法木材及び産地、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、証明書を添付する。
- ・チップ加工に当たっては、それぞれのガイドラインに基づく証明材と非証明材が混在しないようチップヤードを分別して行うこととする。
- ・その他副産物の加工に当たっては、それぞれのガイドラインに基づく証明材と非証明材が混在しないよう日程をずらすなどをして行うこととする。

#### （書類管理）

- ・分別管理責任者は、合法木材及び産地、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス又はそれ以外の木材について、それぞれに係る素材・製材品・チップ製品・その他副産品取扱量を実績報告として取りまとめる。
- ・合法木材及び産地、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

以上